

**改正**

平成28年3月25日条例第25号

令和元年6月28日条例第13号

荒尾市万田炭鉱館条例

(設置)

**第1条** 本市の近代化産業遺産である三池炭鉱旧万田坑（以下「旧万田坑」という。）の魅力を地域の人々に伝え、旧万田坑を生かした学習の機会を創出するとともに、活力ある地域づくりの促進に資するため、荒尾市万田炭鉱館（以下「炭鉱館」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** 炭鉱館の位置は、荒尾市原万田213番地31とする。

(業務)

**第3条** 第1条に規定する設置の目的を達成するため、炭鉱館において次に掲げる業務を行う。

- (1) 旧万田坑を生かした学習の機会の創出に関する業務
- (2) 旧万田坑を生かした地域づくりの促進に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

**第4条** 炭鉱館に館長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

**第5条** 炭鉱館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日）。ただし、次に掲げる日に当たる場合を除く。
  - ア 4月30日から5月2日までの日
  - イ 8月10日から8月15日までの日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第6条** 炭鉱館の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必

要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

**第7条** 炭鉱館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、炭鉱館の管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

**第8条** 市長は、炭鉱館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物、その附属設備又は展示品を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、炭鉱館の管理運営上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

**第9条** 市長は、炭鉱館を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用の許可条件に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 使用者が使用の取消しを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、炭鉱館の管理運営上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消しによって生じた損害について、市長はその責めを負わない。

(使用料)

**第10条** 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

**第11条** 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

**第12条** 使用者が施設又は器具を破損し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を免ずることができる。

(指定管理者による管理)

**第13条** 炭鉱館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、炭鉱館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により指定管理者が指定された場合は、第7条から第9条第1項までの規定及び前条本文中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と読み替える。

4 第1項の規定により炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が炭鉱館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が炭鉱館の管理を行うこととされた期間前に第7条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

**第14条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 炭鉱館の使用の許可に関する業務
- (3) 炭鉱館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 炭鉱館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が炭鉱館の管理及び運営に関し必要と認める業務

(利用料金制)

**第15条** 第13条第1項の規定により炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用

料金を納付しなければならない。この場合において、第10条第1項及び第2項の規定は適用しない。また、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

- 2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を得て定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に次項の規定による改正前の荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号。以下「旧条例」という。）の規定によりなされた炭鉱館の使用に係る申請、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。この場合において、当該申請に基づく炭鉱館の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(荒尾市地域産業交流支援館条例の一部改正)

- 3 荒尾市地域産業交流支援館条例の一部を次のように改正する。  
第2条の表荒尾市地域産業交流支援館 万田炭鉱館の項を削る。  
別表万田炭鉱館の部を削る。

附 則（平成28年3月25日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた各施設の使用等に係る申請、処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によ

りなされた申請、処分その他の行為とみなす。

**附 則**（令和元年6月28日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条、第4条、第5条及び第7条から第11条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る使用料等について適用し、施行日前の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

- （1） 荒尾総合文化センター条例
- （2） 荒尾市働く女性の家条例
- （3） 荒尾市地域産業交流支援館条例
- （4） 荒尾市万田炭鉱館条例
- （5） 荒尾市都市公園条例
- （6） 荒尾市公民館条例
- （7） 荒尾市学校体育館使用料条例
- （8） 荒尾市地域体育館条例

**別表**（第10条関係）

室名	区分	1時間につき	冷暖房使用料 1時間につき
多目的ルーム		440円	330円
研修室A		330円	110円
研修室B（和室12畳）		220円	110円
備考	1 使用者が入場料を徴収する場合（会費及び会場整理費その他入場料に相当する金額を収受したと認められる場合は、入場料を徴収したものとみなす。）及び物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、使用料の額に100分の500を乗じて得た額とする。		
	2 使用料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。		